

豊見城市総合教育会議に関する要綱の一部改正について

1 要綱の概要

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する豊見城市総合教育会議の組織及び運営について定めるものである。

2 改正理由

要綱第 3 条第 2 項に副市長に関する内容が規定されているが、関係者として副市長の意見を聴取する必要がある場合は第 5 条の規定で対応できることから、第 3 条第 2 項の規定については削除する。

また、令和 7 年度組織体制の改革に伴い総務企画部の部名を改める。

3 改正内容

- (1) 第 3 条の見出しを「構成員」に改める。
- (2) 第 3 条第 2 項を削る。
- (3) 第 8 条中「総務企画部総務課」を「総務部総務課」に改める。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

豊見城市総合教育会議に関する要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(構成員)</p> <p>第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 会議の庶務は、<u>総務部総務課</u>において行う。</p>	<p>(構成員等)</p> <p>第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。</p> <p><u>2 副市長は、法第1条の4第5項に規定する関係者として、会議に参加する。この場合において、副市長は意見を述べることができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 会議の庶務は、<u>総務企画部総務課</u>において行う。</p>

【改正後】

○豊見城市総合教育会議に関する要綱

令和2年3月31日決裁
令和7年 月 日決裁

豊見城市総合教育会議に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき設置する豊見城市総合教育会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について定める。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 前3号に関する次条に定める構成員の事務の調整

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を認め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書により、会議を非公開で実施した部分については、この限りでない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年 月 日決裁)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。